

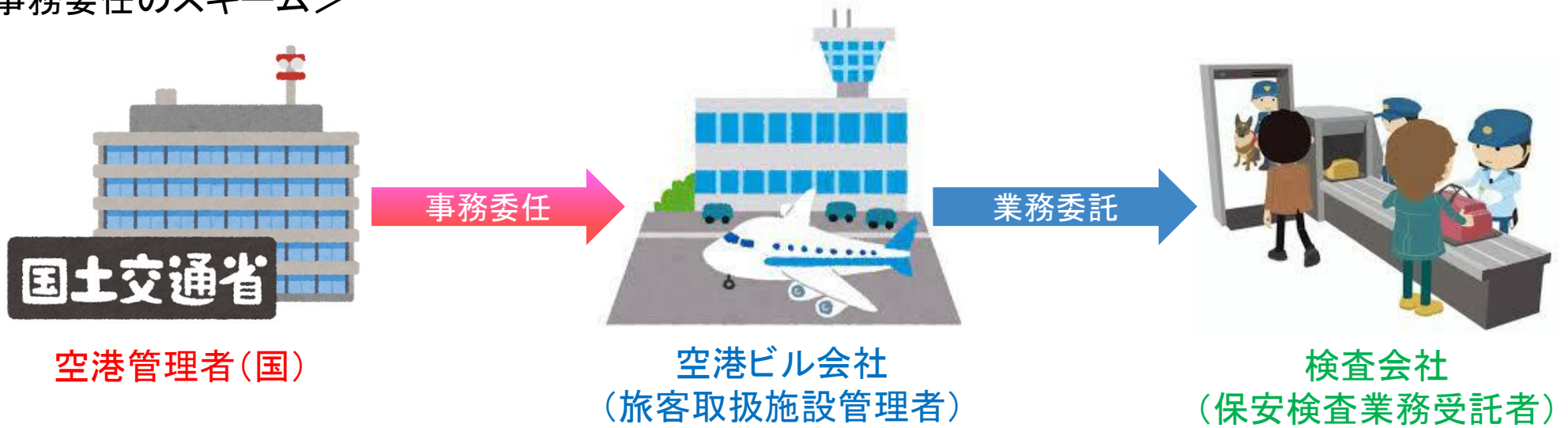
＜空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議 中間とりまとめ＞

3. 2 国管理空港・地方管理空港における空港ビル会社の役割 (事務委任方式の検討)

現在、一部の会社管理空港・コンセッション空港では、実施主体である航空会社からの事務委任を受けて、空港会社やコンセッション空港の運営権者において、検査会社との契約、検査員のレーン配置等の事務を担っている例がある。

このため、国管理空港・地方管理空港においては、事務委任にノウハウがある航空会社・空港会社の協力も得ながら、保安事案発生時の対応など、実施主体である国・自治体との役割分担を踏まえつつ、国・自治体から空港ビル会社に対して事務委任を行う方向で引き続き検討を行うことが適当である。

＜事務委任のスキーム＞



※国は空港ビル会社に対し、第三者(国)のためにする保安検査業務委託契約の締結業務を委託し、空港ビル会社が検査会社との間で同契約を締結

先行事例における整理事項(損害賠償の整理)

<危害行為防止基本方針>

保安検査は、対象毎に以下に掲げる者が実施主体として行うことが規則に定められており、**各実施主体は法、規則、本基本方針等に定めるところにより適確に保安検査を実施することが求められ、かつ、その実施に当たって責任を有している。**



保安検査において手荷物の破損等の被害や、保安事案が発生した場合の損害に対する、**国（実施主体）、空港ビル会社（事務委任先）、検査会社との間の責任分担の考え方を整理**

<例>

故意・重過失に起因する場合



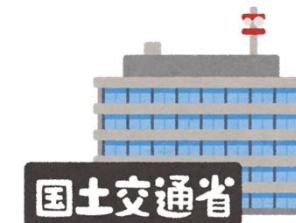
賠償上限を設定せずに**空港ビル会社**が責任を負う



過失に起因する場合



賠償上限を設定し、その上限を超える賠償額は**国**が支払う



＜空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議 中間とりまとめ＞

3. 2 国管理空港・地方管理空港における空港ビル会社の役割 (空港ビル会社の活用)

本検討会議においては、現状、空港ビル会社が、航空会社や空港管理者である国・自治体と相談しながら、検査機器を設置しており、こうした点についても整理が必要との意見があった。現状、**空港ビル会社は、一部の空港・保安検査場において、検査機器を設置している実態があることに加えて、従業員や乗員に対する保安検査の実施主体を担っており、保安検査の実施に関して一定のノウハウを有している**と考えられる。以上を踏まえると、**国管理空港・地方管理空港においては、民間活力活用の観点から、各空港ごとの実情を踏まえつつ、空港ビル会社にも一定の役割を担っていただくことが適当**である。



- 先行事例（羽田空港（国際線）・宮崎空港）において、**実施主体移行後の関係者（空港管理者、航空会社、空港ビル会社、検査会社）の役割分担・責任範囲を整理。**
- 実務上の詳細な役割分担は空港ごとに定める空港機能管理規程の附属書で管理。

各機関の主な責任・役割

① 空港管理者（国管理空港は国）

<責任>

- 保安検査及び預入手荷物検査（以下「保安検査等」という。）において**実施主体として航空保安対策実施の統括を行い、最終的な責任を有する。**

<役割>

- **実施主体として関係機関の協力を得ながら連携して保安検査等を実施。**
- 空港ビル会社に保安検査等の事務及び業務の一部を委託。

② 航空会社

<責任>

- 航空保安関係法令に適合した危害行為を防止する必要な措置を取るために、航空運送事業者保安計画を定め、必要な保安対策をとる。

<役割>

- 航空運送事業者保安計画に則り、**空港ビル会社と連携し航空保安上必要となる旅客動線の確保、運航中の航空機で不審物が発見された際の必要な措置等、航空保安対策を講じる。**
- 機内持ち込み禁止品の旅客への周知や国や空ビル会社への必要に応じた旅客情報の提供等、円滑な保安検査のための必要な協力を行う。

各機関の主な責任・役割

③ 空港ビル会社

<責任>

- 空港において旅客が利用する**航空旅客取扱施設を管理。**
- 危険物等所持制限区域の管理や施設内の出入口の保安対策の実施。
- 国からの保安検査等に係る事務及び業務の一部を受託する者として、委託契約を履行。

<役割>

- 航空旅客取扱施設の管理という観点で、**国や航空会社と連携し、航空保安上必要となる旅客動線の確保等、航空保安対策上必要な措置を講じる。**
- **国からの保安検査等に係る事務及び業務の一部を受託し、委託契約に基づく事務を実施。**

④ 検査会社

<責任>

- 航空法第131条の2の5第8項及び同法第131条の2の6第3項に従い**保安検査の適切な遂行に必要な措置を講じる。**
- 空港ビル会社からの保安検査業務を請け負う立場として、契約に基づく業務を履行。

<役割>

- 空港ビル会社との間で締結した国のための保安検査業務契約に基づき、**保安検査業務を実施。**

先行事例における実務者調整会議※の開催実績

※移行や費用に関する調整事項について、関係者間で空港ごとに調整するために空港別に設置した会議体

第4回 空港における旅客の保安検査の実施主体の円滑な移行に向けた実務者検討会議 資料2

羽田空港（国際線）

宮崎空港

令和7年

6月

第1回（6月11日）

- 保安検査の実施主体移行の経緯及び目的並びに国と空港ビル会社との事務委任契約の概要説明
- 旅客・預入手荷物保安検査の実施主体移行に向けて
- 今後のスケジュール

第1回（6月13日）

- 保安検査の実施主体移行の経緯及び目的並びに国と空港ビル会社との事務委任契約の概要説明
- 旅客・預入手荷物保安検査の実施主体移行に向けて
- 今後のスケジュール

7月

第2回（7月30日）

- ロードマップ素案の提示
- 航空会社から国に移行する業務・責任範囲と国から空港ビル会社へ委任する業務・責任範囲
- 今後の進め方 等

実務者調整会議の下に、**事務委任WG**及び**契約移行WG**を設置し、具体の検討事項について定期的に関係者と調整

実務者調整会議の下に、**作業チーム**を設置し、具体の検討事項について定期的に関係者と調整

8月

第3回（8月29日）

- 第2回での意見を踏まえたロードマップ(初版)の策定
- 事務委任WGでの検討状況の報告
- 業務内容・事務委任関係以外のタスクの対応状況報告

第2回（8月27日）

- ロードマップ素案の提示
- 宮崎空港移行作業チームでの作業進捗状況の報告
- 今後の進め方

10月

第4回（10月30日）

- ロードマップ(第2版)の確認
- 事務委任WG、契約移行WGの検討状況の確認
- 国内定期航空保安協議会関連課題の整理状況の確認
- 円滑移行に向け整理すべき前提条件に関する対応状況の確認 等

第3回（10月28日）

- 第2回での意見を踏まえたロードマップ(初版)の策定
- 事務委任契約書の調整状況、損害賠償及び保安検査機器の考え方等
- 宮崎空港移行作業チームでの検討状況の報告
- 国内定期航空保安協議会関連課題の整理状況の確認 等

12月

第5回（12月18日）

- ロードマップ(第3版)の確認
- 事務委任WG/契約移行WGにおける検討状況
- 円滑移行に向けた諸課題の対応状況報告 等

第4回（12月15日）

- ロードマップ(第2版)の確認
- 業務委託契約の調整状況の報告 等

令和8年

2月

第6回（2月26日）

- ロードマップ(第4版)及び今後のスケジュールの確認
- 事務委任WG、契約移行WGにおける各課題の対応状況
- 円滑移行に向けた諸課題の対応状況報告 等

第5回（2月17日）

- ロードマップ(第3版)及び今後のスケジュールの確認
- 個別の論点の検討状況
- 航空会社からの引継ぎ状況 等

4月1日

実施主体移行 開始